

ケーブルプラス電話利用規約

第1条（規約の適用）

本規約は、KDD I 株式会社が規定する「ケーブルプラス電話サービス契約約款」（以下契約約款という）に基づき提供するケーブルプラス電話サービスについて、多摩ケーブルネットワーク株式会社（以下当社という。）が行う設備の設置・保守および請求等について適用します。

第2条（規約の改定）

当社は本規約を変更することがあります。この場合には料金その他の提供条件は、変更後の規約によります。

第3条（契約の成立）

当社は、当社を通じ、ケーブルプラス電話サービスの申込があったときは、KDD I 株式会社が受付けた順序に従って承諾します。

- 2 当社は、前項の規程にかかわらず、次の場合には申込を承諾しない場合があります。
 - 1) 電話接続回線の設置または保守することが技術上困難なとき。
 - 2) 申込みをした者が、ケーブルプラス電話サービスに係る料金（以下電話サービス料金という）または工事に関する費用等の支払いを怠る恐れがあるとき。
 - 3) その他当社の業務の遂行上支障があると判断される時。

第4条（申込の撤回）

申込者は申込の日から起算して8日を経過するまでの間、当社が指定する手続方法によりその申込を撤回することができます。

- 2 前項の規程に基づく申込の撤回は、申込者が当社に撤回の申出を行ったときにその効力が発生します。
- 3 前項の規程に係らず申込み後、宅内工事等の着工または完了済の場合には、その工事に要した費用を負担していただきます。

第5条（工事の実施）

当社は第3条の規程に従い契約が成立した場合には、本規約に基づきケーブルプラス電話サービス提供に必要となる終端装置・端末設備（以下終端装置等という）、電話接続回線の引込、屋内配線の設置にかかわる工事を当社所定の機器、工法等により当社または当社が指定する工事会社が行います。

なお終端装置等は当社が提供し所有権も当社に帰属します。

第6条（契約者の履行義務）

契約を行った者（以下契約者という）は、契約者の敷地及び家屋内等において当社が電話接続回線、屋内配線、および終端装置等の工事を行うために必要な場所を無償で提供していただきます。

- 2 当社は機器の設置、撤去、保守等の工事・点検等を行うために必要があるときは、契約者の承諾を得て契約者が所有または占有する敷地・家屋等に立ち入りまたはこれらおよび電気・水等を無償で使用できるものとします。
- 3 契約者は前項の設備の設置に際し地中管路等特別な設備を使用することを希望する場合には契約者の負担によりその特別設備を用意していただきます。
- 4 契約者は当社が提供した終端装置等を移動し、取り外し、変更、分解、損壊または線条その他の導体を接続・接触しないこととします。
- 5 当社が契約者の家屋内に設置する終端装置等の電力は、契約者が無償で提供するものとします。

第7条（工事費等）

契約者は当社が前条の工事を完了した場合には、当社が別表に定める工事費の支払いを要します。

- 2 契約者は契約の解除に伴う工事費等を支払うものとします。

第8条（債権譲渡）

契約者はKDD I株式会社の契約約款に定めるところによりKDD Iの債権を当社が譲り受けて当社が料金等の請求することを承諾していただきます。

第9条（請求と支払等）

契約者は毎月の電話サービス料金および工事費等を金融機関の預金口座振替による方法で当社の定める期日までに毎月支払いを行うものとします。

- 2 契約者は当社が電話サービス料金または工事費等の収納業務を収納代行会社に委託することがあることを承諾していただきます。
- 3 契約者が電話サービス料金または工事費等の支払いを怠ったときは、各期日の翌日から支払金額に対して完済の日に至るまで、実質金利14.5%（但し1年を365日とする。）の割合（1円以下端数は四捨五入とする）による遅延損害金を支払うものとします。

第10条（利用の停止）

契約者が電話サービス料金又は工事費等その他の債務について支払い期日を過ぎても

支払わない場合または支払わない恐れのあるときは、KDD I 株式会社の契約約款の定めるところにより、KDD I 株式会社を通じてケーブルプラス電話サービスの利用を停止する場合があります。

- 2 当社は、前項の規程によりケーブルプラス電話のサービスを停止する場合には、予めその理由、提供を停止する日を契約者に通知します。

なお利用停止期間中においてもKDD I 株式会社の契約約款の定めるところにより、定額利用料の支払いを要します。また契約者は利用停止に伴い債務の履行を免除されるものではありません。

第11条（契約の解除）

当社は、次の場合には、KDD I 株式会社を通じその利用契約を解除することがあります。

- 1) 前条による停止後そのことを当社が連絡しているにもかかわらず支払わないとき、または支払わない恐れのあるとき。
- 2) 契約の申込みに当たって事実と反する記載を行ったこと等が判明したとき。
- 3) 当社が契約に基づき設置した電気通信設備を無断で移動、取り外し、変更、分解、もしくは損壊またはその設備に線条その他の導体を接続したとき。
- 4) 電気通信回線の地中化等当社または契約者の責に帰すべからざる事由により、当社の電気通信設備がの変更を余儀なくされ、かつ代替構築が困難でケーブルプラス電話のサービスの継続が出来ないとき。
- 5) 本規約又は契約約款に違反したとき、又は違反する恐れがあるとき。
- 6) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。

なお契約者は契約解除に伴い債務の履行を免除されるものではありません。

第12条（契約者に係る個人情報の取扱い）

当社は契約者に係る氏名もしくは名称、電気通信番号、住所または請求書の送付先等の情報を本規約又はKDD I が定める約款に係る業務の遂行上必要な範囲で利用します。この場合契約者に係る情報を当社が業務を委託している者に提供する場合を含みます。なお当社における個人情報の取扱いにつきましては、当社が別に定める次の規定等により取扱います

- ・個人情報保護に関するセキュリティポリシーについて
- ・個人情報保護に関する管理規定について
- ・個人情報の取得ならびに取扱いについて
- ・個人情報に関する開示請求手続について

第13条（債権の保全）

当社が第7条（工事費等）の債権および第8条（債権譲渡）により譲り受けた債権保全に際して必要と認めた場合は、契約者に対して契約者の住所および氏名が確認できる書類、その他債権保全に必要な書類の提出を求めることができます。

第14条（責任及び免責事項）

当社は、契約者がケーブルプラス電話サービスの利用に関して損害を被った場合、契約約款第51条（責任の制限）の規程によるほか、何らの責任も負いません。

2 落雷など当社の責に帰さない事由等により、終端装置等に接続された自営端末設備又は自営電気通信設備等が損傷した場合、その損害を賠償しません。

3 当社は、ケーブルプラス電話サービスに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理または復旧の工事に当たって、契約者が所有若しくは占有する土地、建物その他工作物などに損害を与えた場合に、それが当社の故意または重大な過失により生じたものであるときを除き、その損害を賠償しません。

第15条（紛争の処理）

ケーブルプラス電話サービスにおいて当社と契約者の間に紛争が生じた場合、当社の所在地を管轄する地方裁判所を第一審の管轄裁判所として解決を行います。

第16条（その他定めなき事項）

本規約に定めなき事項が生じた場合、当社及び契約者は本規約の趣旨に従い、お互い誠意を持って協議し解決にあたるものとします。

本規約は平成21年3月1日から施行します。

〒198-0024 東京都青梅市新町7-4-3

多摩ケーブルネットワーク株式会社